

まつ毛エクステンションの
実技試験導入に関する報告書

令和5年3月22日

まつ毛エクステンションの
実技試験導入に関するワーキングチーム

第1 はじめに

令和3年7月に第18回規制改革推進会議投資等ワーキング・グループにおいて「美容師制度の在り方」が審議され、必要な改善策の検討が求められたことを踏まえ、厚生労働省が「美容師の養成のあり方に関する検討会」を開催し、「美容師養成の改善に関する当面の方針」がとりまとめられた。

この指針では、厚生労働省が公益財団法人理容師美容師試験研修センター（以下「センター」という。）に対して、まつ毛エクステンションを実技試験に取り入れるとした場合に公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、必要となる準備期間や条件をまとめるよう要請することが求められた。

これを受け、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官よりセンター理事長に美容師国家試験（実技試験）の見直しに向けた検討を行うよう要請があり、センター理事長は、令和4年5月に、この検討に資するため、まつ毛エクステンションを実技試験に導入するための条件等について調査を行う「まつ毛エクステンションの実技試験導入に関するワーキングチーム」を設置することとした。

ワーキングチームでは、令和4年5月から令和5年3月までの間ワーキングチームを開催し調査等を行ってきたが、今般、その結果を取りまとめたので、これを報告書とした。

第2 美容師国家試験実技試験の現状

1 受験者数

実施年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受験者数	22,422人	22,960人	23,310人

2 試験日程

実施回	第40回	第41回	第42回	第43回	第44回	第45回
試験日	令和元年 8月	令和2年 2月	令和2年 8月	令和3年 2月	令和3年 8月	令和4年 2月
	1日～6日	1日～7日	1日～7日	1日～9日	1日～10日	1日～11日

3 試験会場

滋賀県を除く各都道府県に設置

4 試験実施方法等

(1) 実施方法

- ① 受験者20人を1組とし、原則として3回実施する。（複数組を同時に実施する場合あり）
- ② 1回の試験は、150分程度で実施する。

(2) 試験会場

原則として養成施設を借用して実施する。

(3) 試験委員

基礎的技術を審査する美容師実技試験委員は受験者1組に対し2人でペアを組んで実施する。衛生上の取扱を審査する衛生実技試験委員は1組に対して1人で実施する。

(4) 試験課題の抽選

実技試験課題は、第1課題をカッティングとし、第2課題はワインディング技術又はオールウェーブセッティング技術を抽選により決定し、センターホームページ及び受験案内で周知する。

5 現行美容師実技試験の概要

(1) 試験の進行

① 第2課題がワインディング課題の場合

控室での出欠確認【10分間】

↓ 受験者は試験室へ移動

【第1課題 カットイング】

モデルウィッグの審査【2分間】

↓

カットイングの準備【7分間】

↓

カットイング試験【20分間】

↓

モデルウィッグの顔面拭き取り【1分間】

審査室へモデルウィッグを移動した後試験室へ移動

審査室で仕上がり審査【60分間】

【第2課題 ワインディング】

モデルウィッグの審査【2分間】

↓

ワインディングの準備【7分間】

↓

ワインディング試験【20分間】

↓

モデルウィッグの顔面拭き取り【1分間】

受験者は待機室へ移動・待機

試験室で仕上がり審査【20分間】

審査終了後モデルウィッグを試験室へ移動

片付け・解散

② 第2課題がオールウェーブセッティング課題の場合

控室での出欠確認【10分間】

↓受験者は試験室へ移動

【第1課題 カutting】

モデルウィッグの審査【2分間】

↓

カuttingの準備【7分間】

↓

カutting試験【20分間】

↓

モデルウィッグの顔面拭き取り【1分間】

審査室へモデルウィッグを移動した後試験室へ移動

審査室で仕上がり審査【60分間】

【第2課題 オールウェーブセッティング】

モデルウィッグの審査【2分間】

↓

オールウェーブセッティングの準備【7分間】

↓

オールウェーブセッティング試験【25分間】

↓

モデルウィッグの顔面拭き取り【1分間】

受験者は待機室へ移動・待機

試験室で仕上がり審査【25分間】

審査終了後モデルウィッグを試験室へ移動

片付け・解散

(2) 基礎的技術の概要

審査マニュアルに基づき、次の審査事項及び評価方法により、準備時間中及び作業終了後に審査を行う

① 審査事項

ア カutting課題

- ・モデルウィッグの規格適合状況
- ・モデルウィッグに対する禁止事項の有無
- ・用具類の有無及び規格適合状況
- ・仕上がり状態
- ・毛髪の長さの良否
- ・ヘムラインのつながりの良否
- ・切り口のつながりの良否
- ・左右のシンメトリーの良否

イ ワインディング課題

- ・モデルウィッグに対する禁止事項の有無
- ・用具類の有無及び規格適合状況
- ・作業終了後の処置状況
- ・仕上がり状態
- ・技術の条件の適合状況
- ・ロッドの種類と配列の良否
- ・ロッドの方向性とステムの角度の良否
- ・輪ゴムの掛け方とロッドの巻き収め状態の良否

ウ オールウェーブセッティング課題

- ・モデルウィッグに対する禁止事項の有無
- ・用具類の有無及び規格適合状況
- ・作業終了後の処置状況
- ・仕上がり状態
- ・技術の条件の適合状況
- ・全体のバランスの良否
- ・フィンガーウェーブ構成の良否
- ・ピンカール構成の良否
- ・ピニングの良否

② 評価方法

仕上がり状態について審査項目ごとにその良否をマークシートに記入していく方法により評価する。

(3) 衛生実技試験の概要

審査マニュアルに基づき、次の審査事項及び評価方法により、準備時間中、作業時間中の監視及び審査並びに作業終了後に審査を行う。

① 審査事項

ア 受験者自身の衛生状態及び作業適性

手指・爪、頭髪、衣服及び作業衣・マスクの衛生状態並びに頭髪、履物、衣服及び作業衣・マスクの作業適性を審査する。

イ 用具類の規格適合状況、衛生状態及び衛生的取扱い

衛生用具類の有無及び規格適合状況並びに用具類の表示の有無、衛生状態、及び衛生上適正な管理方法について審査する。

ウ 不正行為の監視と排除

用具類への個人特定情報の表示、用具類の貸借及び追加取出し、迷惑行為等の有無について監視及び審査を行う。

② 評価方法

減点となる事項に該当する場合はマークシートに記入していく方法により評価する。

第3 まつ毛エクステンション技術を課題に導入する場合の試験概要

1 実技試験課題の基本的事項

美容師実技試験の課題は、これまで数度の見直しが実施されてきたが、以下の内容を基本的事項として検討が重ねられており、まつ毛エクステンションの実技試験への導入についても、この基本的事項に沿うことを前提とした。

- (1) 基礎的技術を検証するのに必要な技法が試験内容に十分含まれていること。
- (2) 養成課程で教育を受ける基礎的技術を基本とすること。
- (3) 美容業界の動向、社会的ニーズにも応えられる技術であること。
- (4) 受験者への負担が過度にならないこと。
- (5) 審査の基準が明確であり試験委員が一律（一定）の基準で審査でき、恣意的（主観的）な評価が入りにくいこと。

2 検証すべき基本的事項

まつ毛エクステンションを課題とする場合は、基礎的技術及び衛生上の取扱いの両面から次のことを検証すべきと考えられる。

(1) 基礎的技術試験

安全な施術のために不可欠な基礎的技術を検証するため、次の事項について準備時間中、作業時間中及び仕上がり状態の審査を行い、審査項目ごとにその良否をマークシートに記入していく方法により評価する。

① 適正な用具類

安全な施術に適した用具類が適正な数量用意されていることを検証する必要がある。

② 適正な用具類の取扱い

用具類が安全かつ正しく取り扱われていることを検証する必要がある。

③ 適正な作業姿勢

作業が安全を確保した姿勢で行われていることを検証する必要がある。

④ 適正なテーピングの実施

目元を保護し、エクステンションを安全かつ正確に装着するために必要なテープが正しく貼られていることを検証する必要がある。

⑤ 適正なエクステンションの装着

エクステンションが安全を確保する方法で正しく装着されていることを検証する必要がある。

⑥ 適正なりムービングの実施

エクステンションが正しく装着されなかった場合に、エクステンションが安全を確保する方法で取り除かれたことを検証する必要がある。

(2) 衛生実技試験

安全な施術のために不可欠な衛生上の取扱いを検証するため、他の実技試験課題と同様に次の事項について、準備時間中、作業時間中の監視及び審査並びに作業終了後の審査を行い、減点となる事項に該当する場合はマークシートに記入していく方法により評価する。

- ① 受験者自身の清潔保持
- ② 衣服の作業適性
- ③ 作業衣の衛生と適正な着用状態
- ④ 手指の衛生と消毒の実施
- ⑤ 用具類の衛生状態
- ⑥ 用具類の衛生的取扱い
- ⑦ 不正行為の禁止
- ⑧ 用具類の適正な収納状況

なお、以上の基本的事項を踏まえた具体的な実施方法等については別紙の例が考えられる。

第4 まつ毛エクステンションを実技試験に導入する場合の検討事項

実技試験課題にまつ毛エクステンションを導入する場合の解決すべき課題として、次の事項が考えられる。

1 試験室内の環境維持

従来の立位での作業と異なり座位での作業となることや、使用するグルーから発生するホルムアルデヒドガスによる健康被害を避け、公正・公平な試験を実施するため、次のことに留意して会場を確保する必要がある。

- (1) 受験者1人につき1台の作業機で作業する。
- (2) 受験者は椅子に座って作業する。
- (3) 作業機は、受験者1人の作業面は幅90cm以上、奥行き45cm以上とし、机の前後左右の間隔は1m以上とする。
- (4) 試験室内の換気を十分に行う。
- (5) 作業機ごとに十分な照明を確保する。
- (6) 試験室内の温度・湿度を管理する。

2 美容師実技試験委員の養成

美容師実技試験委員の資格要件は美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第4条第4号により養成施設で必修課目を5年以上講義した経験を有する者又は同条第5号により15年以上実務に従事した経験を有する者と定めているが、まつ毛エクステンションに関しては、新たな技術であるため、この技術を取得していない美容師実技試験委員は技術の良否を判定できない。

そこで、現在委嘱をしている実技試験委員のうち、この技術を習得していない者に対して、まつ毛エクステンションの技術を習得させ、まつ毛エクステンションの装着及び取り外し（リムービング）の技術の良否を審査できることが求められる。

そのため、センターでまつ毛エクステンションの技能講習を受講する機会を設け、一括して教育することが望ましい。また、同様の講習会は今後試験委員を養成する際には研修内容の必須項目とする必要がある。

3 実技試験実施期間の延長

まつ毛エクステンションは1人につき1台の作業機を要するとともに、座位による試験実施となることから、受験会場となる養成施設の状況によっては、1台の作業機に受験者2名を配置し、1組当たり最大20名の人数で実施する実施方法では座位での作業が不可能なため、1組の受験者数を半数の10名に制限する必要がある。

そのため、現在、2週間程度で実施している実技試験期間が4週間程度となる場合があると想定される。

4 実技試験受験料の見直し

上記2の美容師実技試験委員の養成及び3の実技試験実施期間の延長に伴い、試験会場となる養成施設の賃借料及び試験委員養成のための費用や謝金の増加等により費用が嵩むことが見込まれる。

そのため、導入に際して理・美容実技試験受験料を全般的に見直す必要があると思われる。

5 実施時期

全国の養成施設において、まつ毛エクステンション課題が実技の必修科目として教授されていることが必要である。

そのため、昼間課程の生徒・夜間課程の生徒に加え、通信課程の生徒の教授が十分に行われていることが確認されることが必要である。

また、入学時からまつ毛エクステンションが教授され、その卒業生が受験することとなる時期やそれ以前の卒業生に対する猶予期間を考慮し、まつ毛エクステンション課題の導入時期を見定める必要がある。

まつ毛エクステンション課題導入には、教授状況の確認により、課題の導入が決定された後に、導入に向けた審査マニュアルの作成、試験委員の養成、課題集の作成等の準備を開始し、この準備には最低でも5年程度を要するものとする。

6 課題の周知

養成施設の教員及び受験者にまつ毛エクステンション課題の導入時期や技術の解説等による作業内容を広く周知する必要がある。

また、同時に審査マニュアルの公表による評価基準の周知も行う必要がある。

7 その他

(1) モデルウィッグの標準仕様

まつ毛エクステンション課題を行うためのモデルウィッグは特殊なものとなることから、その標準仕様の設定についても検討する必要がある。

標準仕様の設定が必要となれば、メーカーの供給能力等も考慮し、導入時期に影響しないよう準備する必要があるとともに、受験者の経済的負担の軽減にも配慮する必要がある。

(2) 作業用照明の検討

まつ毛エクステンションの作業に適した照度の確保が必要不可欠であるが、照明スタンドを持参用具等を含めるか否かについては、各養成施設での授業における照度の確保状況を調査した上で検討する必要がある。

別紙

1 まつ毛エクステンション課題の流れ

【第1課題 カutting】

モデルウィッグの審査【2分間】



カutting準備【7分間】



カutting試験【20分間】



モデルウィッグの顔面拭き取り【1分間】

審査室へモデルウィッグを移動した後試験室へ移動

審査室で仕上がり審査【60分間】

【第2課題まつ毛エクステンション】

モデルウィッグの審査



まつ毛エクステンションの準備



まつ毛エクステンション試験



モデルウィッグの顔面拭き取り

受験者は待機室へ移動・待機

試験室で仕上がり審査

審査終了後モデルウィッグを試験室へ移動

片付け・解散

2 持参用具類

まつ毛エクステンションを課題とした場合の必要となる用具類として次のものが考えられる。

- (1) まつ毛エクステンション用モデルウィッグ
- (2) エクステンション
- (3) ツィーザー
- (4) シザーズ
- (5) アイラッシュ用コーム
- (6) エアブロア
- (7) 器具皿
- (8) グルー及びグループレート
- (9) リムーバー
- (10) テーピング用テープ式
- (11) コットン
- (12) 綿棒
- (13) マイクロスティック
- (14) 精製水
- (15) 汚物入れ用透明ビニール袋
- (16) 除菌用ウェットティッシュ
- (17) 乾燥タオル など

3 実施方法の例

(1) 技術の条件

- ① まつ毛エクステンション技術が行えるモデルウィッグを使用する。
- ② 左右の目の下まぶた及び上まぶたにテーピングを行う。
- ③ 片方の目には地まつ毛1本にエクステンションを1本装着する方法により、合計で20本以上装着する。
- ④ エクステンションを装着する場合は1本毎に必ずエアブロワを使用しグルーを乾かす。
- ⑤ エクステンションを付け直す場合は、部分リムービングを行う。

(2) 衛生上の取扱い試験

審査マニュアルに基づき、次の審査事項及び評価方法により、準備時間中、作業時間中の監視及び審査並びに作業終了後に審査を行う。

① 審査事項

ア 受験者自身の衛生状態及び作業適性

手指・爪、頭髪、衣服及び作業衣・マスクの衛生状態並びに頭髪、履物、衣服及び作業衣・マスクの作業適性を審査する。

イ 用具類の規格適合状況、衛生状態及び衛生的取扱い

衛生用具類の有無及び規格適合状況並びに用具類の表示の有無、衛生状態、及び衛生上適正な管理方法について審査する。

ウ 不正行為の監視と排除

用具類への個人特定情報の表示、用具類の貸借及び追加取り出し、迷惑行為等の有無について監視及び審査を行う。

② 評価方法

減点となる事項に該当する場合はマークシートに記入していく方法により評価する。

まつ毛エクステンションの実技試験導入に関するワーキングチーム 名簿

(構成員)

奥山 豊	公益財団法人理容師美容師試験研修センター試験第二部長
梶木 富美恵	公益財団法人理容師美容師試験研修センター試験第一部長
木村 直美	京都理容美容専修学校 美容科長
志太 しおん	一般社団法人日本アイリスト協会代表理事
福下 公子	公益社団法人東京都眼科医会 前会長・顧問 眼科医
森 信二	公益財団法人理容師美容師試験研修センター事務局長

(オブザーバー)

溝口 晃 壮	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 課長補佐
--------	-------------------------

(五十音順、敬称略)